

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年2月16日（金）17:03～17:21
- 2 場所 永田町合同庁舎1階共用第3会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | | |
|------|----|-----|---|
| 座長 | 中川 | 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 | 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾 | 沼元博 | 順天堂大学 客員教授、医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 安念 | 潤司 | 中央大学法務研究科教授 |
| 委員 | 堀 | 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |

<関係省庁>

- | | | | |
|----|----|--------------------|------|
| 山下 | 宜範 | 経済産業省産業保安グループガス安全室 | 室長 |
| 沼田 | 博男 | 経済産業省産業保安グループガス安全室 | 室長補佐 |

<事務局>

- | | | | |
|-----|----|--------------|-----|
| 河村 | 直樹 | 内閣府地方創生推進事務局 | 次長 |
| 安楽岡 | 武 | 内閣府地方創生推進事務局 | 審議官 |
| 正田 | 聡 | 内閣府地方創生推進事務局 | 参事官 |
| 元木 | 要 | 内閣府地方創生推進事務局 | 参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題は「ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革について」ということで、経済産業省に会場にて御出席いただいております。

本日の資料は、経済産業省から御提出いただいております。公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますけれども、まず、経済産業省から5分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これからガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革について、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

関係者の皆様は、御参加いただきまして、ありがとうございます。

早速、経済産業省から御説明をお願いいたします。

○山下室長 経済産業省ガス安全室の山下と申します。よろしくをお願いいたします。

ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革の検討状況について、御説明をさせていただきます。

まず、資料の2ページでございますけれども、「これまでの経緯」と「今後の対応」というものでございます。「これまでの経緯」としまして、水素ガスの付臭義務に係る規制改革提案につきましては、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングで御議論をいただいていたところでございます。昨年4月にはこの提案に対応するために現行の技術基準で求める技術以外についても審査できる仕組み、大臣特認制度と申しておりますけれども、それを設けることとしまして、この制度を措置する旨を御説明させていただきました。また、国家戦略特別区域諮問会議におきまして、取り組む規制改革事項の一つとして「水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設」が盛り込まれたところでございます。

これらを受けまして、「今後の対応」でございます。まず、この大臣特認制度でございますけれども、案件審査を行うワーキンググループを設置いたします。そのワーキンググループでございますけれども、その構成や審査のポイント及びその制度の対象は、これは付臭義務を含むものでございますけれども、これらにつきまして、当省の審議会でございます「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 ガス安全小委員会」を本年の2月7日に開催しまして、了承をいただいたところでございます。これを受けまして、今年度中のワーキンググループの設置に向けて所要の措置を講ずる予定であり、現在作業を進めているところでございます。

3ページでございます。「大臣特認制度のワーキンググループの設置について」と書かれております。こちらは先ほど申しましたワーキンググループの案でございます。ワーキンググループの構成といたしましては、ガス工作物の技術分野やリスクマネジメント分野、また、消費者などの有識者によるメンバー構成にすることを考えております。また、審査におきましては、ワーキンググループの場におきまして、水素事業などを念頭に、事業者の方、すなわち申請者の方でございますけれども、審査基準を満たしていることの説明を求めて、その上で審査を行うこととしたいと考えております。この左側が審査スキーム、フロー図となっております。

また、右側でございますけれども、申請者の方が「申請書に添付する書類（審査のポイント）（案）」を書いております。例えば4. のところでございますけれども、現行の省令、これは技術基準でございますが、現行の技術基準で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保の説明をしていただく。保安体制や緊急時対応を含みます運用・維持管理、

また、リスク分析・評価、これは建設のときもそうですし、維持管理のときもそうですし、非常時も含むものでございますけれども、こういったもの、また、過去の事故発生事例も踏まえまして、リスク分析・評価を行っていただく予定にしております。また、これにつきましては、ワーキングメンバーの決定後に改めて意見を求めまして、必要な修正、追加を行っていく予定にしております。

4 ページでございます。こちらに大臣特認制度の対象が書いてあります。現行のガス工作物の技術基準でございますけれども、種類としましては、2種類ございます。一つは、仕様や数値をきっちり決めた仕様規定と呼ばれるものでございます。もう一つは、安全確保のために必要な性能を示した性能規定でございます。この2種類あるということでございますが、今回の大臣特認制度につきましては、現行の技術基準で求める技術以外について審査をするのでありますので、具体的な仕様や数値などの基準が示されている仕様規定につきまして、大臣特認の審査対象としてはどうかと考えておるところでございます。また、審査の結果により認定されたものと同様なものは、再度の審査は不要とすることを考えております。

5 ページでございますが、こちらにこういったものを大臣特認の対象とするのかを書いております。具体的な条項を示しておりますけれども、現在のガス事業法の技術基準でございますけれども、多くが性能規定化されておまして、残されている仕様規定が12あると理解しております。こちらに書かれているところでございます、この12の仕様規定ですけれども、数値や安全確保のための具体的な方法が書いてある規定でございます。例えば2. でございますけれども、こちらは仕様規定のうち安全確保の方法を規定したものでございまして、具体的に何を設置するかが書かれております。ここに付臭というものが入っております、まずは付臭をなさいということが書かれておるところでございます、この部分を大臣特認の対象にも加えるということでございます。付臭をするということが技術基準の中に書かれておりますので、大臣特認というのは、先ほど申しましたとおり、技術基準以外の技術についても審査の対象にするということでございますので、この場合ですと、付臭以外の技術についても審査の対象としていくことになります。

いずれにしましても、今年度中、先ほどのワーキンググループの設置に向けまして、所要の措置を講じていく予定にしております。

私の説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうも御説明いただきまして、ありがとうございます。

少し工夫をしていただいて、特認制度ということで進めていただいたということだと思っております。今回実際に付臭をしない場合に、どのような形での安全確保措置を想定さ

れているのかどうかをある程度示していただくことも重要ではないかと思っております。もちろん性能規定化ということで整理していくこと自体は法律の枠組みとしては重要である一方で、何を言えばいいのかが分からないと準備もしにくかったりする場合もあろうかと思っておりますので、この点についてどういう御想定をされているのかが一つ目です。

二つ目の点としましては、これはタイミングの点ですけれども、このワーキンググループの設置の方向性自体はよく分かりました。一方で、これはいつ設置されて、事業者の申請をいつから受け入れ、また、審査にはどのくらいの期間が想定されるのでしょうか。その上で、実際には公表されるというプロセスまであつてのことだと思っておりますので、こういった点をどういう見通しで考えられているのでしょうか。

この2点をお伺いできればと思います。

○山下室長 ありがとうございます。

付臭しない場合につきましては、例えば現在でも一定の条件の下に漏えい検知装置が設置されていることにより認められておりますので、まず、漏えいを検知するセンサー等で検知をしていただくということだと思っておりますけれども、このような技術や、おそらく導管の設置場所にもよると思っておりますけれども、それらを加味しながら審査をしていくことになると思っております。こういった技術はありますけれども、例えば場所、災害のおそれ、色々考慮する要素があると思っておりますので、そういうものを含めて審査をしていきたいと思っております。

ワーキンググループの設置でございますけれども、今年度中に設置することを目指しております。今年度中に制度を整えていきたいと思っております。

審査の公表でございますけれども、一部企業秘密など、そういったものに関わるものがあるのであれば、そういう場合は非公表にする場合もあると思っておりますけれども、基本的にはワーキンググループは公開で開催していくことになっております。

○落合座長代理 どうも御説明ありがとうございます。

漏えい検知の部分を行うことが基本ではないかということで、実際、それによって爆発等が起こったりすることを防ぐということだと理解しました。目標のところはそうなのかと思いますが、先ほど申し上げたような仮の目標はこういう内容だという点はできる限り示していただいた上で、とはいえ技術的な発展があるとは思っておりますので、それを阻害しないような形で是非公表しながら進めていただきたいと思います。

後者の点についても、スケジュール感は分かりました。また、公表していくことも必要であろうと思っております。この性能規定の場合に、何をすればいいのかが色々な方にとって分かる状況になっていること自体も重要かと思っております。もちろん営業秘密等に対して配慮をすることはありつつも、ある程度のディスクロージャー自体は行っていくということは、その事業者の方が要らぬ社会的批判を浴びないようにする意味でも重要な点ではあろうかと思っておりますので、そこのバランスは取って進めていただければと思っております。

私のコメントは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀委員、お願いいたします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

今、落合委員から基準についての御質問があったかと思えますけれども、私からはこの審査の体制についてお伺いしたいと思えます。3ページの資料で審査スキームを提示いただいています、事業者が申請をした場合、経済産業省で承認申請書を受け付けて、その後、大臣特認制度のワーキングを開催・審査し、承認・不承認が決まって、その証書が交付されるという格好になっているかと思えます。その下に、申請に当たっては、工事着工前に十分な余裕を持って申請することが必要と記載されています。これはどの程度の審査期間を想定されていて、どのぐらいの審査スケジュールのイメージなのか、十分な余裕を持ってというものがどのぐらいのタイミングのことを想定されているのかをお伺いしたいと思えます。

また、4ページで、審査の結果、承認されたものと同様のものは再度の審査を不要としてはどうかという記載がございます。確かに審査したものと過去同じものが承認されているということであれば、再審査は不要とさせていただくのが効率的な審査、事業者にとっても望ましいと考えられますけれども、承認されたものと同様のものという審査というのでしょうか。再度の審査が必要か不要かということは経済産業省のほうで判断されるのか、それとも一旦ワーキングみたいなものの中で確認されていくのか、その再審査不要という判断のプロセスでもし想定されているものがあれば、お伺いしたいと思えました。

以上の2点です。

○山下室長 ありがとうございます。

申請について、十分な余裕を持ってということでございますけれども、申請の内容にもよると思えますので、一概には言えないと思っております、問題がなければすぐ審査に入れると思えますし、審査が終わると思えますけれども、そうでない場合には時間がかかるのではないかと思います。それは案件次第と言いますか、中身次第だと思っております。ただ、実際には早めに御相談いただいて、滞りがないように審査が行えるようにしたいと思っております。

再度の審査を不要とするところでございますけれども、こちらは我々のほうで判断していくこととなりますけれども、判断に迷うようなことがあれば、それはワーキンググループにお聞きすると思えますけれども、そうでない場合は、ワーキンググループへのヒアリングは不要ということにしたいと思っております。

○堀委員 1点目の御質問の期間については、ケース・バイ・ケースという御回答かと思うのですが、ワーキングも何度も開催されるものではなくて、ある程度ワーキングのために資料を準備する、その中で必要な立証というのですか、同等の安全性の確保を行っていることを説明するに十分なデータ等がそろっていれば、一度のワーキングで終わっていくことになっていきますでしょうし、そういう意味では事前の準備も大事になってくるのか

と思いました。そうしたスピーディーなワーキングが開催されていく形でやっていくとすると、それが年単位なのか、数か月単位の話なのか、イメージとしてどのようなワーキングのプロセスを考えておられるのか、イメージ感だけでも教えていただけるとよろしいかと思いました。

○山下室長 十分な資料が整っておれば、1回でも大丈夫だと思いますけれども、そうでない場合もあるかと思しますので、そういう場合には長くかかるかもしれませんが、全部資料が整っていれば、1回でも審査可能かと思っております。

○堀委員 承知しました。

事業者も初めてのスキームだと思いますので、経済産業省の御指導もよくいただきながら、スムーズな審査をお願いしたいと思います。

○山下室長 よく事業者と会話してまいりたいと思います。

○中川座長 委員の皆様、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、経済産業省、特認制度を設けていただいて、一度問うたものについては再度の審査を不要とするような制度として御検討いただいているということで、前向きに御対応いただきまして、ありがとうございます。

その中で、落合委員、堀委員から、例えばその審査会での議論の内容の公開の問題ですか、堀委員から審査体制の問題ですか、そういった課題につきましてやりとりをさせていただきましたけれども、是非新しい技術が安全なものであればスムーズに導入できるような形で、経済産業省と事業者のコミュニケーションを密にいただきながら、円滑な制度の導入をしていただければと思います。まずはワーキングを設置して、それから、この特認制度を発足させることを早急にやっていただければと思います。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらなければ、以上をもちまして、ガス事業法の水素ガスの付臭義務に係る規制改革に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。